

諮問第七十四号

個人に関する情報を保護する観点から、戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるときを制限するとともに、当該交付請求の際に請求者の本人確認を行うものとするなど、戸籍の公開制度の在り方を見直し、併せて、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、戸籍の届出をする者の本人確認を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

要綱（骨子）

第一 戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

一 戸籍に記載されている者等一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍の謄抄本等」という。）の交付請求をすることができるものとすること。

二 一に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等に関り、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとすること。

三 二の規定により戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、二に該当することを明らかにしなければならぬものとする。

四 戸籍の謄抄本等の交付請求をする者について、本人確認を実施するものとする。

第二 除かれた戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求についても、第一と同様とするものとする。

第三 戸籍の届出の手續

届出によつて効力を生ずべき行為について戸籍の届出をする者について、本人確

認を実施するものとする。

第四 その他

第一から第三までのほか、所要の規定の整備を行うこと。